

# 商業・工業・サービス業等

事業者(法人、個人)の皆さんへ

町内事業者広告宣伝等販売促進費補助金

町内事業者が販売促進及び集客のために

行う広告宣伝活動に対し

最大 **75,000** 円補助

新型コロナウイルス感染症拡大により事業活動に影響を受けた町内事業者の事業継続を支援するため、事業者が行う販売促進及び集客のための広告宣伝に要する経費に対し、その経費の3/4(最大75,000円)を補助する制度です。

## 対象

申請時点で町内に事業所等を有し、商工業・サービス業等を営んでいる事業者(中小法人等及び個人事業者)で

令和4年4月1日から12月31日の間に広告宣伝を行った事業者

(上記期間中に契約、広告掲載、支払いを完了しているものに限りです。)

※事業形態等により補助対象にならない場合があります。

## 内容

最大75,000円を支援 (1事業者1回限り)

補助対象事業

①広報誌、新聞、雑誌、地域情報誌(フリーペーパー含む)の掲載又は折込み

②ダイレクトメール、チラシ等の印刷及び発送印刷物の作成及び発送

③テレビ、ラジオ、インターネット等でのコマーシャル制作及び放送、配信又は掲載

※事業内容により補助対象にならない場合があります。

※申請方法や対象経費などは芽室町ホームページでご確認ください。

## お問い合わせ先

役場商工労政課 〒082-8651 芽室町東2条2丁目14 電話:0155-66-5964